【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2024年7月2日【会社名】株式会社北洋銀行

【英訳名】North Pacific Bank,Ltd.【代表者の役職氏名】取締役頭取 津山 博恒

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011)261-1311(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営企画部長 野際 斉 【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011)261-1311(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営企画部長 野際 斉

【縦覧に供する場所】 株式会社北洋銀行東京支店

(東京都千代田区大手町1丁目7番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当行第168期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,930,540,555円

剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式 2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当行定款において監査等委員会設置会社に移行するための監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できるものとする規定の新設、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができるようにする規定の新設を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

安田光春、津山博恒、増田仁志、山田明、米田和志および神戸俊昭を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

押野均、西田直樹、谷口雅子および田原咲世を監査等委員である取締役に選任するものであります。 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額310百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内。)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額および内容の一部改定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬制度において、従前の社 外取締役および国外居住者に加え、監査等委員である社内取締役も対象外とする改定を行うものであ ります。

(3)決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	3,075,911	108,626	1,837	(注)1	可決 93.67
第2号議案 定款一部変更の件	3,128,706	55,831	1,837	(注)2	可決 95.28
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)6名選任の件					
安田 光春	2,280,303	904,211	1,837		可決 69.44
津山 博恒	2,832,627	351,887	1,837	(注)3	可決 86.26
増田 仁志	2,834,258	350,264	1,837		可決 86.31
山田 明	3,147,434	37,088	1,837		可決 95.85
米田和志	3,041,880	142,642	1,837		可決 92.63
神戸 俊昭	3,159,165	25,357	1,837		可決 96.21
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の 件					
押野均	3,140,333	44,186	1,837	() 	可決 95.63
西田 直樹	3,077,758	106,764	1,837	(注)3	可決 93.73
谷口 雅子	3,078,195	106,327	1,837		可決 93.74
田原 咲世	3,159,889	24,633	1,837		可決 96.23
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の報酬額設定の件	3,112,376	71,812	2,171	(注)1	可決 94.78
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額 設定の件	3,178,667	5,491	2,171	(注)1	可決 96.80
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役 および社外取締役を除く。)に対 する業績連動型株式報酬制度に係 る報酬等の額および内容の一部改 定の件	3,178,085	6,407	1,837	(注) 1	可決 96.78

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。
 - 4. 賛成割合については、本総会前日までに事前行使された議決権(事前行使をしたが当日出席した株主の議決権を含みません。)の数に、当日出席した株主の議決権数を加えた数を分母として算出しております(ただし、無効票の数の違いにより、議案ごとに分母となる議決権数は異なります。)。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数および本総会当日に出席し、各決議事項に対する賛否を確認できた株主の一部が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛否を確認できなかった議決権の一部を集計しておりません。

以上